

## 社会福祉法人佐久市社会福祉協議会敬老会助成金交付要綱

### (目 的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人佐久市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、敬老会事業に対して、予算の範囲内において助成金を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### (助成事業の選定基準)

第2条 助成事業は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 敬老会の会員は、佐久市に住民票がある70才以上の者とする。ただし、長期間施設に入所している者、及び長期間不在の者は除く

(2) 事業の予想する効果が、特定の者の利益にのみ寄与するものでないこと  
(交付申請)

第3条 助成金の交付を受けようとする行政区（以下「申請者」という。）は、佐久市社会福祉協議会敬老会助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、本会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

(1) 敬老会事業計画・予算書（様式第1号別紙1）

(2) 敬老会助成対象者名簿（様式第1号別紙2）

(3) その他会長が必要と認める書類

### (審査及び決定)

第4条 会長は、前条の規定により申請書が提出されたときは、当該申請に係る書類の審査を行ったうえ、助成金の交付を決定するものとする。

### (交付決定通知)

第5条 会長は、前条の規定により助成金の交付を決定したときは、佐久市社会福祉協議会敬老会助成金交付決定通知書（様式第2号）により、通知するものとする。

### (助成金の交付請求)

第6条 申請者は、助成金の支払を受けようとするときは、佐久市社会福祉協議会敬老会助成金交付請求書（様式第3号）を、会長に提出するものとする。

### (事業実績報告)

第7条 第3条第1号の書類を未提出の申請者は、当該助成事業の完了後速やかに、佐久市社会福祉協議会敬老会助成事業実績報告書（様式第4号）を会長に提出しなければならない。

### (監査及び返還)

第8条 会長は、前条に基づき報告書が提出されたときは、当該助成事業の実

施状況及び予算の執行状況を審査するものとする。

2 会長は、執行状況が著しく不相当と認められるときは、申請者に対し、助成金の全部、または一部を返還させることができる。

(補 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。